

週休 2 日工事の経費等の補正について

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費等を計上する。
計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、減額する設計変更等を行う。また「現場閉所率の算定方法」、「現場の閉所状況」、「補正係数」、「補正対象経費」、「市場単価補正係数」は以下のとおり。

<現場閉所率の算定方法>

$$K(\%) = A / (B - C) \quad ※ K : \text{現場閉所率}(\%)$$

A：現場閉所日数（ただし夏季休暇 3 日間、年末年始 6 日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者側からの対象外の期間分を除く。）

B：週休 2 日確認対象期間日数（工事着手日（準備工後、主たる工事のために現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（主たる工事のために現場に継続的に常駐した最後の日）までの期間）

C：B のうち、夏季休暇 3 日間、年末年始 6 日間など現場閉所日数除外期間と重複する日数等

<現場の閉所状況>

月単位および通期の 4 週 8 休以上の現場の閉所状況を達成した場合

月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準の状態をいう。

<補正係数>土木工事

	現場の閉所状況	
	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
労務費	1. 0 4	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3

<補正係数> 漁港工事

	現場の閉所状況
	4 週 8 休以上 (月単位)
労務費	1. 0 4
機械経費 (賃料)	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

※漁港工事は月単位の週休 2 日のみ経費補正を行う。

<補正係数> 営繕工事

	現場閉所状況	
	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
労務費	1. 0 4	1. 0 2

<補正対象経費等> 土木工事：労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費、現場管理費

漁港工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費

営繕工事：労務費

※労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価 (5 1 種)、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金 (船舶製作工を除く) とする。

<市場単価補正係数> 下記市場単価補正係数一覧による。

2 補正方法

(1) 土木工事

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、通期の週休 2 日の補正係数を経費等に乗じる減額補正を行い、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を 1 とする (補正しない) 減額補正を行う。

(2) 漁港工事

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たない場合、補正係数を 1 とする (補正しない) 減額補正を行う。

(3) 営繕工事

当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、通期の週休 2 日の補正係数を労務費に乗じる減額補正を行い、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を 1 とする (補正しない) 減額補正を行う。

<土木工事 市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。なお、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、少数第3位切り捨て2位止めとする。

名 称	区分	補正係数	
		4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植栽	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

<土木工事標準単価補正係数一覧>

名 称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物取壊工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.02

<下水道(管路) 市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。なお、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、少数第3位切り捨て2位止めとする。

名 称	規格・仕様	補正係数	
		4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
砂基礎工	機械施工	1.04	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.04	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール設置工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.02	1.01

<漁港工事 市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。なお、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、少数第3位切り捨て2位止めとする。

※月単位の4週8休以上達成のみ適用

名 称	補正係数	名 称	補正係数
	4週8休 (月単位)		4週8休 (月単位)
底面工	1.03	車止撤去	1.04
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	電気防食取付	1.04
支保工※	1.04	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
足場工	1.02	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
鉄筋工※	1.04	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
吊鉄筋工	1.04	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.03
型枠工※	1.03	ペトロラタム被覆	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設)※	1.04	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)※	1.04	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
止水板工	1.04	かき落とし工	1.04
上蓋工	1.04	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
伸縮目地工※	1.02	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
係船柱取付	1.04	灯浮標設置・撤去	1.03
防舷材取付※	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
車止・緑金物取付	1.04	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
係船柱撤去	1.04	異形ブロック製作 型枠工	1.04
防舷材撤去	1.04	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
—	—	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

※潮待ちを含む

< 営繕工事 >

1 補正係数等

週休 2 日工事については、対象期間における現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（設計価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格等（材工単価）の労務費）を補正する。ただし、見積単価は補正しない。

(1) 複合単価

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	現場閉所状況	
	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
労務費	1.04	1.02

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

【建築工事】

工 種	摘 要	週休2日工事 (月単位)		週休2日工事 (通期)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価の補正率を示す。

「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

【電気設備工事】

工 種	摘 要	週休 2 日工事 (月単位)		週休 2 日工事 (通期)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	フルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用 (壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

【機械設備工事】

工 種	摘 要	週休 2 日工事 (月単位)		週休 2 日工事 (通期)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22